

## 職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

### 記

1. 処分日 令和5年11月1日

2. 処分概要

(1) 所属 公立野辺地病院

(2) 職名 総括主査

(3) 年齢 40代

(4) 性別 女性

(5) 処分内容 被処分者 停職（1か月）  
管理監督者処分 口頭による嚴重注意

(6) 事案概要及び処分理由

当該職員は、病気休暇を取得している期間において、療養に専念すべきであるにもかかわらず旅行に行った。

また当該職員は、令和4年8月1日に起きた交通事故申告書において、所属長へ虚偽の申告を行った。

これらの行為は、地方公務員法第32条及び第33条の規定に違反することから地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき処分を行うものである。

3. 病院事業管理者から

今回、このような公務員としてあってはならない行為を招いたことを住民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後このような事が起こらないよう、職員一人ひとりの服務規律と再発防止の徹底を図り住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。